

多くの方が利用する施設は原則

屋内禁煙



改正健康増進法が 2020 年 4 月 1 日～全面施行となりました

喫煙のルールが以下のように変わりました

学校、児童福祉施設、病院、

行政機関の庁舎 等

「原則敷地内禁煙」



多くの方が利用する施設

(飲食店、ホテル、遊技場 等)

「原則屋内禁煙」



喫煙専用室を設置している場合、施設の出入り口と喫煙室の出入り口に標識設置が必要です



喫煙禁止場所で喫煙した個人に、30 万円以下の過料が科される場合があります

加熱式たばこも規制の対象です。



20 歳未満の人は喫煙エリアへ立ち入り禁止

たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立ち入りは一切禁止です。
従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

規制対象外の場所においても、望まない受動喫煙を防止するために

配慮する義務がありますので、ご協力をお願いします。